質　問　書

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。（PDF 等のフォーマットへ変換しないでください）

2023 年 6 月 9 日

「（案件名） トーゴ国ロメ漁港安全対策整備の技術的検討に係る情報収集・確認調査（QCBS）」
（公示日：2023 年 5 月 24 日／調達管理番号：23a00102）について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P2：第1章 企画競争の手続き 3. 競争に付する事項 （2）業務内容：	追加業務の発注は、本件情報収集・確認調査を受注したコンサルタントとの随意契約（契約変更）でしょうか、または改めてプロポーザルによる競争により選定されるのでしょうか。	追加調査業務の発注に際しては、発注者と受注者が協議して、別途契約変更を行うものとします（企画競争説明書第1章3.（2）第三段落）。したがいまして、その場合には本契約の契約変更を行います。
2	P23：第3章　プロポーザル作成係る留意事項 2. 業務実施上の条件 （1）業務工程	効率的に現地調査、国内解析と報告を遂行する為に 2024 年 6 月 14 日のファイナルレポート提出期限を守ることを前提に、第1次および第2次現地調査時期、インテリムレポートの提出時期を変更することは可能ですか。 ※補足：　本件調査は漂砂の影響を十分に検討することが重要と考えます。波浪観測は 2021 年～2022 年の荒天期に完了しており、追加調査は不要と心得ますが、漁港周辺の漂砂の実態を把握するための海岸地形調査（堆砂厚の分布とビーチロックの崩壊状況、汀線の変形モニタリングは実施されていません。これらは静穏期にしか実施できない調査	第1次および第2次現地調査時期、インテリムレポートの提出時期を変更することは可能です。業務工程の変更につき、変更理由等も含め、プロポーザルにてご提案願います。

通番号	当該頁項目	質問	回答
		ですので、数値計算による検討は、2024 年 11 月～1 月の静穏期の現地調査で漂砂の実態を明らかにした後に実施する方が効率的と考えますので、業務工程の変更提案の可否をご教示ください。	
3	P24：第３章　プロポーザル作成係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (4)JICA からの参加団員の構成と現地調査行程（案）	P11(2)に、「それぞれの調査に際しては、当機構から調査団員を参加させることを想定」とあり、P24(4)の 1)に 7 日間とあります。官団員の参団は第2次現地調査を含めた各調査に約7日間の想定で良いでしょうか。	ご理解のとおり、JICA 団員の参団は各調査において約 7 日間を想定していますが、状況に応じて JICA 団員の現地調査行程が変更となる可能性がある点につき予めご了承願います。
4	P24：第３章　プロポーザル作成係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3)再委託	下記の業務は、「業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント）への再委託を認める」となっております。 国内再委託は認められないということでしょうか。 ・波浪、漂砂解析業務	コンサルタント等契約については、主に海外で実施する業務を対象としていること から、原則として、国内における再委託契約を想定していません（コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン）が、高度な分析・解析等を必要とするなどの場合は認められます。
5	P27：第３章　プロポーザル作成係る留意事項 4. 見積書作成にかかる留意事項 (4)定額計上について	『自然条件調査に係る経費　5,200,000 円（税抜き）』と提示されておりますが、この金額を想定した根拠（調査項目、方法、数量、単価等）をご教示ください。	波浪観測調査などの過去の類似業務および今回想定する業務の範囲等を踏まえ、当該経費を算出しました。本調査において追加の自然条件調査は不要と想定するものの、施設改修案の検討に必要と判断される自然条件調査につき、プロポーザルにてご提案願います。ご提案内容につき、契約交渉時に改めて協議させていただきます。

通番号	当該頁項目	質問	回答
6	P27：第３章　プロポーザル作成係る留意事項 　4. 見積書作成にかかる留意事項 　（6）旅費（航空賃）について	（欧州経由とする場合は B 地域に分類する）とあります。 宿泊を伴わないフライトの場合は「C 地域」分類となりますでしょうか。それとも、本件については「B 地域」の取り扱いが必須となりますでしょうか。	ご理解の通り宿泊を伴わないフライトの場合は「C 地域」の分類となります。その場合にはアイテナリー等で確認させていただきます。
7	P26：第３章　プロポーザル作成係る留意事項 　4. 見積書作成にかかる留意事項	見積金額（上限）は、追加発注業務にかかる経費（報酬、直接経費）はすべて、本件の見積額には含めない、との理解で良いでしょうか。	通番号1の回答をご参照ください。 追加発注業務は、「我が国政府により、漁港の安全対策分野における事業を想定した協力準備調査実施にかかる了承がなされた場合」（企画競争説明書第1章3.（2）第二段落）に限られます。
（上記 6/1 回答） **第二回質問回答**			
8	P2：第1章 企画競争の手続き 　3. 競争に付する事項 　（2）業務内容：	2021 年に組織された技術委員会は、今回も継続して本件の検討の為に組織されるのでしょうか。 この場合、技術委員会の開催頻度・回数・時期と、技術委員会に諮る為の報告書、資料、議事録等の作成の要否をご教示ください。	JICA は「トーゴ国ロメ漁港安全対策整備の技術的検討に係る情報収集・確認調査」に関する技術委員会は 2023 年 5 月下旬に設置し、5 月 29 日に第 1 回技術委員会を開催しました。同委員会は従来の業務（事故原因の分析やロメ漁港の技術的検討、漁港利用者の安全性確保に向けた対策等の検討）に加え、事故原因の解析結果と安全性向上に向けた改善策の取りまとめた技術報告書に対する技術的助言を所掌業務に追加しました。 同委員会の今後の設置期間は、本調査が終了する 2024 年 7 月までとし、会議の開催時期は、本調査業

通番号	当該頁項目	質問	回答
			務の工程を踏まえ、現地調査前や各報告書の提出時期に設定する予定です。また開催頻度は四半期に一度程度を予定しています。 　技術委員会の円滑な運営のため、本業務において作成する報告書・月報等を用いて、調査計画や実施状況等の報告をお願いします。また技術的観点から同委員会の事務局が作成する議事録案の内容確認もお願いします。

以上